

# 東京都教育庁に対する要望書への回答説明会記録

日時：平成24年11月20日(火) 13:30～14:30

場所：東京都庁第一本庁舎 25階 106会議室

＜教育庁 出席者＞

教育庁 都立学校教育部 特別支援教育課

同 同 同

同 指導部 義務教育特別支援教育指導課

同 総務部 教育情報課

＜東京LD親の会連絡会 出席者＞

けやき 3名

にんじん村 4名

## 要望書回答【教育関係要望項目】

### 1. 就学前の支援について(福祉保健局と教育庁の連携)

#### (1) 就学前幼児の保護者に対する発達障害等の療育に関するパンフレットの配布について

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

区市町村教育委員会では関係部局等と連携し、リーフレット等を活用しながら就学前の保護者等へ療育機関等の情報提供を行っています。また、就学に関する説明会や就学相談に於いても学校見学会や体験入学を実施し、保護者へ特別支援教育に関する情報提供を行っています。これからも、就学前の保護者が必要とする情報をより効果的に提供できる様、区市町村教育委員会とも連携し、進めてまいります。

#### (2) 地域における就学支援シートの活用について

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

現在就学支援シートは、都内48区市町村で活用されています。就学支援シートは保護者の参画のもと、就学前機関における成長・発達の様子や就学後に必要な支援の内容について記入し作成するものです。関係者が連携しながら子どもの学校生活への円滑な移行を図るとともに、個別指導計画や個別の教育支援計画の内容の充実につけていきます。今後は、就学支援シートの趣旨や活用の在り方について、区市町村教育委員会や関係機関等への理解啓発をよりいっそう推進し、特別な教育的支援を必要とする子どもたちの豊かな学校生活を支援するツールとして活用していきます。

### 2. 小学校・中学校における児童・生徒への支援

#### (教員・支援員の増員と指導内容の充実)

#### (1) 通常学級における支援について

##### ① 教員の加配

回答:(人事部 人事計画課 代読)

教職員定数については、国の基準に基づく都の教職員定数配当基準により算出しています。

## ②通常学級における学習支援員の人数と時間数の増加について

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

特別支援教育支援員の配置については区市町村教育委員会が実施主体となって、それぞれの実情に応じて配置しています。発達障害の児童生徒に対する支援について東京都教育委員会としては、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、全ての小中学校に特別支援教室を設置し、在籍校における支援体制を整備していく事を計画しています。また引き続き、特別支援学校の教員による巡回相談などの地域支援に努めていきます。

## ③小学校のひらがな指導等について

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では、平成 19 年度から基礎的・基本的な事項に関する調査を実施して児童生徒の実態を把握し、学習のつまずきの傾向や原因を分析しています。その分析結果や学習指導要領の目標・内容を踏まえて、「児童生徒の学習のつまずきを防ぐ指導基準(東京ミニマム)」を作成し、指導の充実を図ることを進めてきました。書字等につまずきのある児童の場合には個別の指導計画を作成し、個々の課題に適した学習を計画的に続けていくことが重要だと考えています。

## (2)通級指導学級での支援について

### ①通級指導学級への入級等のガイドラインについて

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

小中学校の通級指導学級(以降、通級)の設置は、小中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて行っています。通級における指導の開始等の判断も、区市町村教育委員会が行います。東京都教育委員会では平成 21 年 3 月に、「通級での指導の開始・終了判定システムの構築に関するガイドライン」を公表し、区市町村教育委員会に周知しました。その中で通級における指導の開始等の判断については、教育・医学・心理学等の専門家で構成される就学支援委員会、またはそれに準ずる通級判定委員会を設置し検討する様、周知しています。

### ②通級学級への入級申請等について

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

小中学校の通級の設置は、小中学校の設置者である区市町村教育委員会が地域の実情に応じて行っています。通級に関する様々な情報提供や相談も、区市町村教育委員会の判断、責任において行っています。東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進室で毎年発行している「就学相談の手引き」等を通じて、保護者へ就学等に関する十分な情報提供の機会を設ける様、区市町村教育委員会へ周知しています。

## (3)特別支援学級での支援について

### ①LD 等発達障害に最適な教育システムの構築とその進捗状況等

### ②児童・生徒の状況によって活用できる教育システムについて

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都教育委員会では、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成 23 年度より「個別の支援計画充実事業」、「自閉症・情緒障害学級教育課程研究開発事業」、「情緒障害等通級指導学級研究開発事業」等の事業を立上げ、個別的な指導方法の検討や、短期目標と評価基準の設定による効果的な指導方法や、個別指導計画の趣旨等の見直し、指導内容や指導方法の充実を図っています。

## (4)特別支援教育コーディネーターについて

### ①特別支援教育コーディネーターの業務に専念できる時間の増加について

回答:(人事部 人事計画課 代読 )

小中学校における特別支援教育コーディネーターについては、国も専任として位置付けておらず、

都独自に教員配置を行うことは困難です。なお平成 19 年度から特別支援学校の教員が計画的に地域の小中学校を訪問できる様、支援体制の整備を図っています。

## ②特別支援教育コーディネーターの存在と役割の周知徹底について

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

現在、特別支援教育コーディネーターの存在や役割等について児童・保護者への周知を図ることは、校長の重要な務めです。東京都教育委員会では区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事に対し、各学校への指導・助言を進める様、連絡協議会等を活用して周知していきます。

## (配置と研修)

### (1)教員支援の体制整備

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

LD等発達障害のある児童・生徒について、全ての公立学校の教員が理解を深めていく事は大変重要であると考えています。東京都教育委員会では、小中高等学校、特別支援学校等の教員に対し、発達障害への理解と支援に関する講習会や、個別の教育支援計画講習会を開催しています。また毎年、発達障害等の理解推進や特別支援教育に関わるリーフレットを作成し、公立学校の全教員に配布しています。今後ともLD等発達障害の児童・生徒について、正しい理解が得られる様、教職員の研修の充実を図っていきます。

### (2)特別支援教育支援員(学習支援員)の配置と研修

回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)

東京都の公立小中学校における特別支援教育支援員の活用状況は、平成 23 年 5 月 1 日時点において 3,629 名となっています。その内訳は介助員が 1,962 名、学習支援員が 1,667 名です。特別支援教育支援員の配置は、区市町村教育委員会が実施主体となって、それぞれの実情に応じて配置しています。研修は区市町村教育委員会の判断と責任において行うものです。東京都教育委員会としては、特別支援学校のセンター的機能により区市町村教育委員会や学校からの要請に応じ、研修講師の派遣等の支援に努めています。

### (3)スクールカウンセラー事業の充実

回答:(指導部 指導企画課 代読 )

東京都におけるスクールカウンセラー活用事業は国の補助を受けて実施しており、公立の小中高等学校および中等教育学校でのいじめ、暴力行為、不登校等、児童・生徒の問題行動等に対して心理面からのケアを行うことを目的に実施しており、臨床心理士を配置しています。発達障害へ対応する人材の配置ではないという事をご理解下さい。

### (4)スクールソーシャルワーカーの配置

回答:(指導部 指導企画課 代読 )

スクールソーシャルワーカーは児童虐待をはじめ、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動等へ対応するために、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関とネットワークを活用し支援を行う専門家です。現在東京都では、国が定めたスクールソーシャルワーカー活用事業の趣旨を踏まえ、平成 24 年度については小中学校を対象として 31 の区市町村で取組んでいます。

## (啓発について)

### (1)いじめへの対応

**回答:(指導部 指導企画課 代読 )**

都教育委員会では、これまでのいじめの発見のポイントや対応上の留意点を見直した指導資料を策定し、都内全公立学校の教員を対象にいじめ問題に特化した研修会を予定しています。あわせて各学校においても校内研修等を実施して、教員が一人で問題を抱え込むことなく、学校全体で組織的にいじめ問題に取り組む体制を強化していきます。また平成24年9月にはいじめ防止シンポジウムを開催するなど、学校・保護者・地域・都民等のいじめ防止に向けた機運の築盛に取り組んでいます。

## (2)保護者・児童・生徒への啓発

### ①学校内での発達障害についての啓発活動について

**回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)**

都教育委員会では、人権教育プログラム(学校教育編)を作成し、障害者に対する差別や偏見等を人権課題として取上げて、障害に対する偏見等をなくす様に指導しています。啓発活動に関する実践および研究活動については、交流および共同学習のさらなる充実を含めて、区市町村教育委員会等への周知に務めていきます。

### ②一般都民への発達障害についての啓発活動について

**回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)**

現在一般都民向けには、各区市町村教育委員会等においてリーフレット等を作成して啓発活動に努めていくと共に、都においても福祉保健局を中心に啓発活動が進められており、都教育委員会としても協力に努めています。

## 3. 高校における配慮

### (1)普通高校における就労移行教育について

**回答:(指導部 高等学校教育指導課 代読 )**

発達障害のある生徒に対しては、必要に応じて個別の指導計画を作成し、その指導計画に基づいて、キャリア教育にもきめ細かく対応しています。校内特別支援体制を活用し、卒業に当たり個別の教育支援計画を活用し、就労に関する関係支援機関に支援を引継ぐ事ができています。

### (2)特別支援学校高等部の個別支援計画と卒業後のアフターケアについて

**回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)**

都教育委員会では、就学前から学校卒業後までの連続性のある支援を実現するためのツールとして、個別の教育支援計画の更なる整備・充実を図るため、個別の教育支援計画の充実事業を昨年度より行っています。その中で個別の教育支援計画の引継方法の検討や、就学前から学校卒業後までの継続性のある支援ファイル(仮称)の開発を検討しています。

## 4. 特別支援教育推進計画第三次実施計画について

### (1)特別支援教育推進計画第三次実施計画モデル事業等の進捗状況について

### (2)特別支援教室の運営の具体的な姿について

### (3)従来の通級指導学級と、今後できる特別支援教室の違いについて

**回答:(都立学校教育部 特別支援教育課)**

東京都の特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく特別支援教室モデル事業については、平成24年度から平成26年度までの3年間をモデル事業期間とし、目黒区・北区・狛江市・羽村市の4自治体をモデル地区に選定しました。従来の通級指導学級は、児童が通級指導学級が設置さ

れている学校へ通う形態でしたが、特別支援教室構想は、児童が在籍している学校へ教員が巡回指導する形態をモデル事業として実施し、課題の検証を行っています。

#### (4)巡回指導を行う通級指導学級の教員の増員について

回答:(人事部 人事計画課 代読 総務部 教育情報課)

教職員定数を取巻く状況が厳しい中、これ以上の増員は困難です。

### 5. チャレンジ雇用の実績について

知的障害者、精神障害者等のチャレンジ雇用の平成 23 年度の実績について

回答:(総務部 総務課 代読 総務部 教育情報課)

平成 23 年度、都立特別支援学校卒業生一人を 6 ヶ月間臨時職員として雇用しました。この方はチャレンジ雇用終了後、チャレンジ雇用での経験を踏まえて企業実習に参加し、実習した企業に就職しています。

### ■ 質問事項 ■

東京都教育委員会は最近、以下の資料を公開されました。

①発達障害等への理解と支援 ～ 課題に気付き、支援につなげる ～

②「個別の教育支援計画」による支援の実際 — さらに推進する特別支援教育—

③「学習習得状況把握表」を活用した指導の手引書 ～小学部編～

これらの資料の一部の記載について質問をさせていただきます。

(1)①の 4 ページ目、②の 19 ページ目 の表 > 青年期・成人期の支援機関【相談】、の中に、「精神保健福祉センター(都内 3 ヶ所)」の記載がありませんが何故でしょうか。

(2) (1)と同じ表の【各種制度の利用】の中に、「精神障害者保健福祉手帳」の記載がありませんが、困難を抱える IQ が高い発達障害児には「精神障害者保健福祉手帳」が発行されるのではないのでしょうか。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

指導資料には学齢期や青年期・成人期の代表的な支援機関および支援制度を掲載しており、全て網羅している物ではありません。ご指摘の通り、精神保健福祉センターおよび精神障害者保健福祉手帳は重要な支援機関・支援制度で、今後同様の資料を作成する際には十分に注意をしていきます。

(3)②は「特別支援教育理解啓発資料 管理職必携」とありますが、管理職の先生方の活用状況を具体的に教えて下さい。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

都内全ての公立小中学校・高等学校および特別支援学校の管理職に配布しています。管理職が特別支援教育に対する意識を深め、自校の特別支援教育の充実に役立ててもらう事を目的としています。都教育委員会では区市町村教育委員会から求めに応じて、本資料を活用した管理職対象の研修会を実施しています。

(4)③は特別支援学校対象の資料とされていますが、「学習習得状況把握表」は通常学校にも配布される可能性はありますか。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

学習習得状況把握表は、障害の程度が重い児童・生徒の実態把握表として開発され、都立肢体不自由特別支援学校においてコンピューターを使い入力するプログラムとして活用されています。学習習得状況把握表を通常の学級に配布する予定はありませんが、学習習得状況把握表を活用した指導の手引(小学部 H23 年度版)を作成し都教育委員会の HP でも公開しています。通常の学級においても指導の参考にしてみらう事が可能です。

- (5) (1)と同じ表の【就労支援(相談)】の中の「東京都障害者職業センター」は多摩支所が立川にありますので(都内 2 か所)ではないでしょうか。

回答:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

ご指摘の通り、支所を入れると 2 か所となります。

## 【質疑応答】

Q:(にんじん村) (教員・支援員の増員と指導内容の充実)の(3)①の3つの事業ですが、途中の状況を公開する予定はありますか？

A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく事業については、年度末に研究発表という事で、研修センターの小ホールとかで進捗等をお知らせします。

Q:(にんじん村) この3つの事業はいつまでの事業ですか？

A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)

平成23年度から平成25年度までの3年間の事業で、来年(平成25)に指導書などの形でまとめを作成する予定です。平成26年度から活用できるようにします。

Q:(けやき) 4.の特別支援教育推進計画第三次実施計画では児童が在籍している学校に先生が巡回するという事ですが、1対1の対応なのか、複数児童に一度に対応するのか、現在わかる範囲で教えて下さい。

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) イメージとしては在籍校に教員が巡回し、個別の指導(1対1の場合もあれば複数児童まとめてもある)や実活動を取入れた小集団の指導などで、現在モデル事業で検証しています。

Q:(けやき) どの位の時間、支援が受けられるか等については決まっているのでしょうか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) 通級指導をするにあたっては特別な教育課程を組むので、その児童にどんな指導が何時間必要なのかを決めてから行きます。

Q:(にんじん村) 通級指導学級は存続するのですか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) 通級指導学級での指導内容や方法は残ります。現在検証中なのですが、在籍校の中でグループを組めない様な場合には、拠点となる学校に通うという事が一部残る可能性もあります。

Q:(けやき) 特基本的には先生の方が出向いて指導するという事でしょうか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) 基本的にはそうです。

Q:(にんじん村) その先生はどこの先生なのですか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) 巡回する教員は拠点となる学校(特別支援学校ではない)におり、巡回専門の教員です。週に何日かは拠点校で指導をし、その他の日は周辺の学校を巡回するという方法を検証しています。

Q:(けやき) 拠点校から出前講座の様に出向いていくメリットは何でしょうか？

A:(都立学校教育部 特別支援教育課) 一つには、通級指導学級に通ってくる時に必要だった保護者の付添いが不要となります。また、通級指導学級には4時間から1日通うことになり、その分在籍学級での指導が受けられなくなりましたが、本当に必要な部分の指導だけを特別支援教室で受け残りを在籍学級に適應できるようにする事が最大の目的です。

Q:(にんじん村) 3.高校における配慮で、発達障害のある生徒の場合は個別の指導計画を作成し、その指導計画に基づいて、キャリア教育にもきめ細かく対応し、卒業に当たっては支援を引継ぐとの事ですが、どこに引継ぐのですか？ また、特別支援高校と都立普通高校で交流を持ち、発達障害があり都立普通高校に在籍している生徒がアドバイスを貰っているという話を聞いたのですが、そのような事は効果的にされているのでしょうか？

A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課) 高等学校の場合、校内支援という名目ではなく、「進路のためのケース会議」の様な昔から培われてきた組織があり、そこが機能している事がわかってきました。そのような組織を文章的に特別支援組織と表現しているところもある様です。個別の教育支援計画も、高等学校では作成率や活用率が高くはないのですが、直接一人一人のニーズに即した進路支援という観点から行われている様です。進路指導の先生は特別支援の知識が無くてはやっていけない状況になってきてい

ます。今、高等学校の特別支援をどうするかが大きな課題となっています。

**Q:(にんじん村)** 特別支援については一部の先生には浸透しているという感じですか？

**A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)** 進路指導や生徒指導を担当する先生は発達障害について勉強されている事が多く、ここ数年大分変わってきました。平成 19 年に特別支援教育が元年を迎え、そこから小学校が充実してきて中学校、ようやく高校も少しずつという(感覚的な)状況です。

**(けやき)** 特別支援学級の児童の人数が増えてきて、一クラスの児童数が多いように思います。個々に合った指導のためにはより少人数の方が良いので、区市町村への通達などをお願いします。

**(にんじん村)** 中学校になると周りの目が気になって、本当は通級を利用した方が良いのに行っているのを知られると恥ずかしいから行かないとか、特別に配慮してもらって放課後に行っているという話を聞きます。特別支援学級になると同じ学校の中になるので、皆に知られてしまうから利用したくないという様な場合が出てくるのではと懸念しています。そこら辺の配慮も少し考えていただけたらと思います。

**(けやき)** 通級している事が原因でいじめに発展したという事を聞いています。

**(けやき)** 高校の特別支援学校の職業科を受験するためには、中学校で特別支援学級に在籍していなければ受験資格が無いと思っている親がいるようです。普通学級にいても受験できる事の周知徹底をお願いします。

**A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)** 通級している事でいじめに遭ったという事は絶対に許されない事で、都の方でも人権課題として取上げて周知していきます。何よりも担任が通級の事をよく理解し、そのためには発達障害の事を理解していなければならないと思います。区市町村の担当指導主事の連絡会でも情報提供していきます。

**(けやき)** 親の方にも子どもが通級に行っているとちょっとという方もいるやと聞きますので、そこら辺の兼ね合わせが難しいのかなと思います。

**Q:(けやき)** 実際にキャリア教育をやろうとすると、遅くとも小学校の高学年位からそれに類する事を教育した方が良いのではという話を聞きますが、都教育委員会としての見解をお聞かせ下さい。

**A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)** 教育基本法の改正ではキャリア教育という言葉はでてきてはいないのですが、小学校段階で系統的なキャリア教育という観念を踏まえてやっています。特に特別支援教育の場合だと、小学部段階から将来の事を見据えながら教育を展開していく事が大事です。やはり時間がかかるので早い時期から少しずつ、自立社会へ向けての観点からという事が必要です。

**Q:(けやき)** キャリア教育に類する教育の指導要領の様な物はあるのですか？

**A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)** 無いです。ただ、キャリア教育の全体計画や各学齢期におけるキャリア教育の観点から、文科省からの指導の手引等を参考にしながら各学校の先生が工夫して展開しています。

**Q:(けやき)** そのような指導のモデル事業を実施した事はありますか？

**A:(指導部 義務教育特別支援教育指導課)** 特別支援学校では今、キャリア教育充実という事で事業が立上っています。知的障害の方は、最初は軽度の子対象に検定等を開発してきました。昨年度からは中重度の子対象に取り組んでいます。一方肢体不自由の方は、肢体不自由に準ずる教育課程で小学校や中学校と同じ教科を勉強している子たちのキャリア教育が始まって、今年は知的障害を合わせ有する子達対象に取り組んでいます。

以上